

テレワーク施設利活用促進補助金概要

補助金名	テレワーク施設利活用促進補助金
目的	本県のテレワーク施設の機能向上及び付加価値の創出により、本県のテレワーク環境のブランド力を底上げすると共に、テレワークをきっかけとした関係人口創出及び移住促進を図るため、後述する要件に該当するテレワーク施設等が主体的に行う、施設利用者と地域のつながり構築や、県外在住テレワーカーを呼び込むためのイベント実施等の事業に要する経費に対して、補助金を交付するもの。
事業スキーム	福島県から補助対象者への直接補助
補助対象者	次に掲げる要件の全てに該当するテレワーク施設等運営者（法人、県内市町村、任意団体等。） (1) 補助対象事業の実施施設が県内に所在すること（補助対象者の所在地は問わない。） (2) 本補助事業の目的を十分に理解し、主体的かつ組織的な活動により事業を完遂できること (3) 宗教活動又は政治活動を主目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進、支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと (4) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと ※本事業の補助対象者には、県内市町村等から指定管理者制度に基づく委任を受け、又は委託を受けて施設を運営している者を含む
補助対象事業	(1) 県外在住テレワーカーの呼び込みに資する事業 ・施設間で連携した県外在住テレワーカー向けツアーイベントの実施に要する経費 ・県外在住者を呼び込み、地域とつなげるためのプロモーション事業に要する経費（※補助対象期間内の成果指標を具体的に設定できる事業に限る。） など (2) 施設の利便性向上に資する事業 ・子育て中のテレワーカー等の施設利用促進を目的とした、託児サービス実施に要する経費 ・施設利用者の県内交通手段（最寄り駅から施設までの経路など）の提供サービスに要する経費 など （※なお、本補助金における施設の利便性向上とは、ソフト事業によるサービスの充実等を指し、ハード整備による設備改修等は対象としない。） (3) 施設利用者と地域のつながり構築に資する事業 ・県外在住の施設利用者と地域住民や地域で活動するキーパーソン等の交流会に要する経費 ・県外在住の施設利用者に地域の特性や魅力を伝え、福島県への関心を高めるためのイベント（セミナーやワークショップなど）実施に要する経費 など (4) その他テレワーク施設の付加価値向上に資する事業 ・コミュニティマネージャーとしての能力向上に必要な経費への補助（先進事例の視察や研修会への参加を含む。）に要する経費 （※ただし、実施後に、上記（1）～（3）のいずれかの事業を実施することを条件とする。） ・コミュニティ及び施設に係る情報発信に要する経費 など
事業実施期間	交付決定日から令和7年2月20日まで
補助対象経費	主な内容については以下のとおり (1) 報償費（指導又は助言等を行う専門家及び事業への協力を依頼する地域住民等に対する謝金 等） (2) 旅費（補助事業者の交通費、宿泊費及び外部講師等の交通費、宿泊費 等） (3) 需用費（事務用品、資料のコピー代、補助対象事業として実施するイベント等に係る消耗品費 等） 【注：食糧費を除く。なお、事業実施に必要な物品の購入については、取得価格が10万円未満のものに限る。】 (4) 役務費（切手代、通信費、宅配料、広告料 等） (5) 委託料（イベント等実施に係るホームページ作成、ツアー企画・催行の委託料 等） 【注：ただし、委託料の占める割合は、補助対象経費に対して50%以内】 (6) 使用料及び賃借料（会場使用料、バス及びレンタカー借上料 等） (7) その他知事が必要と認める経費（上記費目以外で補助事業に必要な経費のうち、補助事業計画を採択（承認）するに当たって知事が特に必要と認める経費）
補助率	補助対象経費の3/4以内
補助上限額	申請者あたり150万円（千円未満の端数は切り捨て/補助対象事業（1）～（4）の合計額に対して）
留意事項	1 事業採択基準について (1) テレワーク施設の機能向上や付加価値創出による利用者の増加が見込まれる内容であること。 (2) 関係人口創出及び移住促進につながる効果が見込まれること。 (3) 補助事業の目的及び成果指標の設定、達成に向けた取り組み内容が具体的に計画されていること。 (4) 補助事業実施のための環境が整っていること。 (5) 補助事業の実施後においても、移住・定住及び関係人口創出に資する取組が継続的に行われると認められること。 2 補助対象外事業について 施設の整備（修繕を含む。）を目的とした事業並びに国、県、市町村及びこれらの公社等外郭団体やその他民間団体等の補助事業として採択された事業 3 補助対象外経費について (1) 経常的な人件費（ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。）、事業所の光熱水費等の申請者及び施設の維持運営費に該当する経費や、当該施設の使用料等、申請者の直接的な収益となる経費 (2) 補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費 (3) 施設整備（修繕などのハード整備）に係る経費 (4) 打合せ、地域での懇談会、施設利用者と地域住民との交流会等での飲食に要する経費（食糧費） (5) 施設利用者等本人への補助、助成に要する経費（交通費や宿泊費への補助等） (6) 物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費 (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費 (8) 保険料、賃借物件の保証金、仲介手数料及び敷金等の経費 (9) 補助対象事業のみに使ったか明確に区分できない経費（ただし、消耗品等で、補助事業完了後に残存したとしても効用が限定的であるものを除く） (10) 金融機関に対する振込手数料（取引先が負担する場合を除く。） (11) 交付決定前に着手（発注、購入、契約等）した経費